

## 1. 啓発・広報

障がいのある、なしにかかわらず、それぞれがかけがえのない個性を持った一人の人間として尊重されなければなりません。しかし、現状では、障がいや障がいのある人に対する理解不足や誤解から生じる差別や偏見が依然存在しています。障がい者団体へのヒアリングでも、「障がい者に対して地域の理解が不足している」「偏見のない社会を実現したい」等の意見が寄せられました。

すべての人々から「心のバリア」を取り除き、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動等を通じて障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

### 1 啓発・広報活動の推進

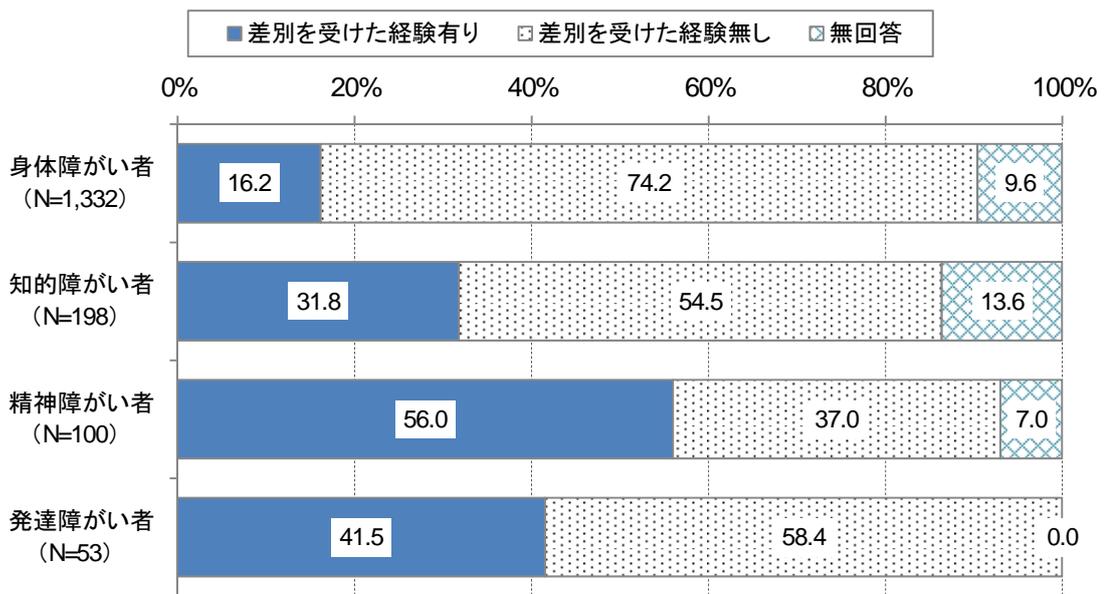


#### 現状と課題

計画策定に先立ち実施した「総社市障がい者実態調査」（以下、実態調査）の中で、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるかという趣旨の問いに対し、差別を受けた経験が有る人は下図のようになっており、差別を受けたり、いやな思いをしたりしている状況が依然として見られることが分かります。

本市では、市ホームページや「広報そうじゃ」及び「社協だより」のほか、啓発用ポスター等を通して幅広い啓発・広報活動を行っていますが、今後も、様々な広報媒体や行事等において、障がいや障がいのある人について正しい理解と認識を広めていく必要があります。

図表 14 差別を受けた経験



※発達障がい者は、ここでは自閉症・情緒障がい特別支援学級に通学されている方（以下、同様）

資料：総社市障がい者実態調査結果



## 今後の取り組み

### 1 マスメディアの活用

障がい者千人雇用委員会の状況及び市や社会福祉法人総社市社会福祉協議会の主催する障がい関係の講座等について、市ホームページや「広報そうじゃ」及び「社協だより」に記事を掲載し、市民に対する啓発を行っています。

また、より多くの市民に情報が届くよう、内容によっては上記2紙に加え、他のマスメディアに記事を掲載し啓発に努めます。

一方、障がいそのものについて、たとえば障がいの特性等についての理解を深めるための記事の掲載が十分できていないことから、市民が障がいや障がいのある人の理解を深められるような内容について広報していきます。

### 2 「障がい者週間（12／3～9）」等の周知及び活用

障がい者週間の行事として、平成20年度から障がい福祉フォーラムを実施しています。これは、地域の福祉関係団体等が参加している自立支援協議会が中心となって、障がい者と地域の人々が一緒に参加できるものとなっています。このように、障がい者だけでなく、市民全体で参加できるような行事が実施できるよう努めていきます。

また、障がい者週間だけでなく、「人権週間（12／4～10）」、「障害者雇用支援月間（9月）」、「精神保健福祉普及運動」などのあらゆる機会を活用し、福祉関係団体との連携により各種関連行事等を実施し、重点的な啓発・広報に努めます。

### 3 交流行事等の推進

現状では、障がいのある人とない人の接点が少なく、限られた人との交流に終わっているため、地域住民の「心のバリア」を取り除くまでに至っていません。障がいのある人とない人の相互の助け合いや交流の輪を広げ、地域住民の「心のバリア」を取り除くため、交流事業等を積極的に推進し、住民参加による住みよい福祉のまちづくりに努めます。

### 4 発達障がい\*など、新たな障がいへの理解促進

自閉症\*やアスペルガー症候群\*、その他の広汎性発達障がい\*、学習障がい\*（LD）、注意欠陥多動性障がい\*（ADHD）等の発達障がい\*や、内部障がい等の障がいなど、市民の理解が進んでいない障がいについて理解の促進に努めます。

また、市内の発達障がい\*児（者）の保護者や支援者を対象に発達障がい\*理解講座を開催するなど、発達障がい\*について理解を深めます。

## 2 福祉教育等の推進



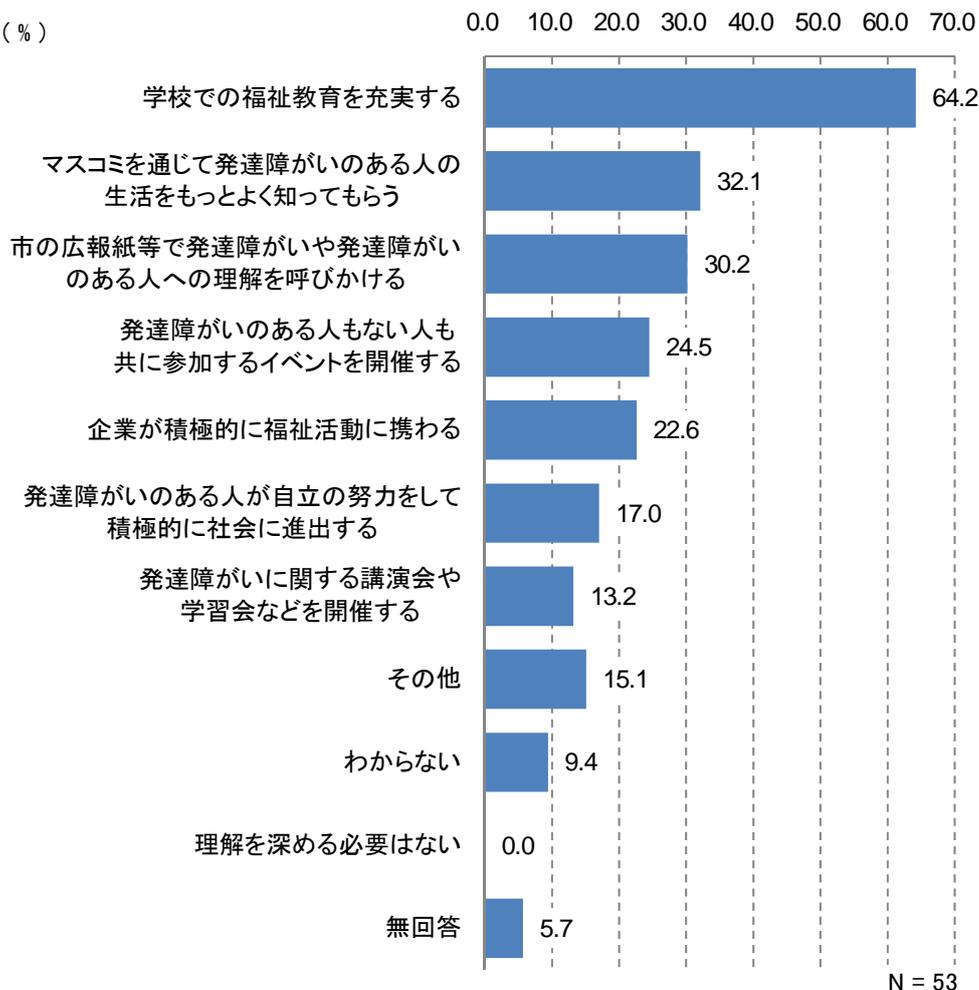
### 現状と課題

差別や偏見などの「心のバリア」を取り除き、障がい者に対する理解や認識を深めるためには、できるだけ早い時期からの人権や福祉にかかる教育や交流活動を積極的に推進する必要があります。

実態調査では、発達障がい\*のある人への市民の理解を深めるためには何が必要かという問いに対し、「学校での福祉教育を充実する」（64.2%）との回答が2位以下を2倍以上引き離し最も多く挙げられていることから、福祉教育等の充実は重要な課題であると言えます。

本市では、現在、社会福祉学習支援事業による福祉教育が進められています。今後も障がい者に対するノーライゼーション\*の理念を浸透させるため、人権や福祉にかかる教育や交流活動の取り組みを継続的に実施していく必要があります。

図表 15 発達障がい\*のある人への市民の理解を深めるためには何が必要か (%)



資料：総社市障がい者実態調査結果



## 今後の取り組み

### 1 幼児期における福祉教育

自閉症<sup>\*</sup>、アスペルガー症候群<sup>\*</sup>、その他広汎性発達障がい<sup>\*</sup>、学習障がい<sup>\*</sup>（LD）、注意欠陥多動性障がい<sup>\*</sup>（ADHD）等、発達障がい<sup>\*</sup>と診断される幼児が増加傾向にあります。保育所や幼稚園の保育・教育方針の中に、障がいのある子どもと交流し、ふれあいを深めることができる活動を掲げ、福祉教育の充実に努めます。

### 2 学校教育における福祉教育

障がいのある方の願いや思いを理解し、自分たちにできることを考え、実践する態度を育てることをねらいとして学校教育における福祉教育を推進しています。各取り組みが、体験や知識の習得だけで終わることのないよう、ノーマライゼーション<sup>\*</sup>の考え方、障がいのある方の思いや願い等を理解し、よりよい社会を築こうとする意欲が高まるよう、今後も継続して取り組みを推進していく必要があります。

学校教育の場で、人権教育をもとに障がいのある子どもに関する福祉教育が推進されるよう努めるとともに、社会福祉学習支援事業による福祉教育の充実に図り、福祉施設との交流をふまえ、地域でのボランティア活動に生かされるよう努めます。また、家庭、学校、地域社会、企業との連携を深め、職業教育の改善・充実に図ります。さらに、学校間や地域社会との様々な交流活動を行い、相互理解や思いやりの心を育てます。

### 3 地域住民を対象とした福祉教育

地域自立支援協議会では、平成20年度から地域住民を対象に、障がい者理解を推進することを目的として「福祉フォーラム」を毎年1回開催しています。平成22年度からは、障がい者週間にあわせて、“ハートフルそうじゃ”として実行委員会形式で実施し、多彩な催しを行い、多くの方が参加されています。

今後も障がいに対する地域住民の理解を深めることのできる講座の実施などを通じて、高齢者や障がい者を含め、すべての市民が地域の中で支え合いながらともに生きることができる地域社会の育成に努めます。

### 3 ボランティア活動の推進



#### 現状と課題

障がい者の社会参加が進む中、ボランティアは地域の福祉活動を支える大きな力となっており、その果たす役割はますます重要となっています。

多くの方々がボランティア活動に取り組むことのできる環境を作るために、家庭教育、学校教育、社会教育を通じてボランティアに関する理解を深め、社会参加の精神を培っていくことが求められています。

そのため、社会福祉法人総社市社会福祉協議会と連携し、ボランティア活動を支援していくとともに、知識や技術向上のために研修会等を実施し、専門性を持った人材の育成に努めることが重要です。



#### 今後の取り組み

##### 1 ボランティアの育成・推進

平成19年度に精神保健ボランティア養成講座、平成22年度に地域活動支援センターゆうゆうの企画によりボランティア養成講座を実施しており、今後も計画的に養成講座を実施するなど、単にボランティア養成講座に参加してもらうだけでなく、その後も受講者が継続して自主的に活動に参加できるような支援体制の構築に努めます

また、広報紙やあらゆる機会を通じて、ボランティア活動への参加を市民に呼びかけていくほか、市内には、岡山県立大学、隣接市には川崎医療福祉大学、吉備国際大学もあることから、学生を中心とした組織を創ることも検討し、幅広いに世代にわたるボランティア・ネットワークの構築を目指します。



## 2. 生活支援

障がい者団体へのヒアリングでは、「グループホーム\*やケアホーム\*等の生活環境を作ってほしい」「困りごと相談を24時間体制にしてほしい」「年金だけで生活がきちんとできるのか」「今後充実してほしいサービスは、金銭管理、休日の居場所作り」「就労訓練から完全就労までの相談援助機関が必要」等の意見が寄せられました。

障がいの部位（場所）、程度等はそれぞれ異なることから、障がいのある人が必要とする生活支援ニーズの種類は障がい者の数だけあるともいえます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには様々なサポートが必要となってきますが、生活支援を行う際には利用者の立場になり、すべての障がい者のニーズに対応できる体制を構築することが求められます。

### 1 相談・情報提供の充実



#### 現状と課題

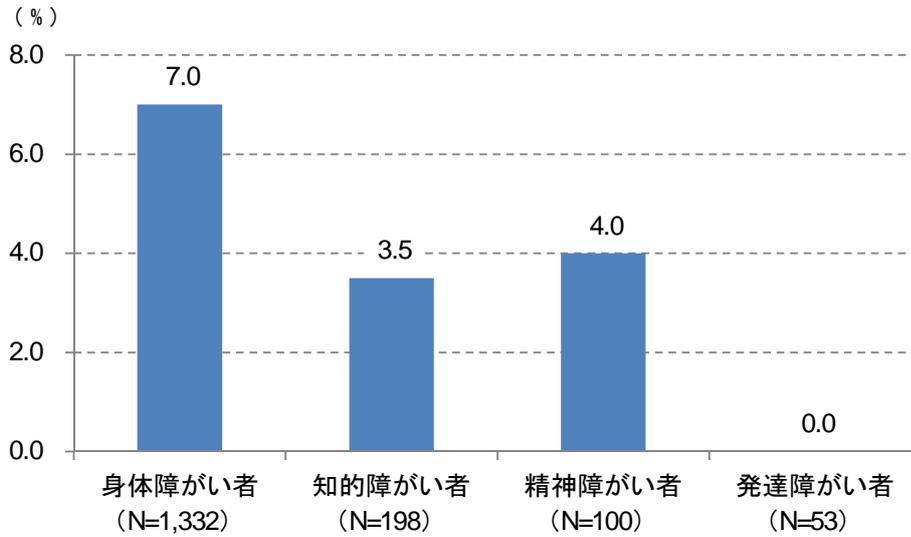
障がい者が自立し、積極的に社会参加を行うためには、障がい者が抱えている様々な悩みを解消するための相談体制や福祉に関する情報の提供が必要です。一方で、障がい者のもつ悩みや問題は、その障がい者の障がい部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、これまでも身体障害者相談員、知的障害者相談員、民生委員\*児童委員等による活動や、市役所、相談支援センター等において様々な相談業務を行ってきました。しかしながら、実態調査では、障がい者の不安や悩みの相談先として十分に利用されているとは言えない状況です。また「相談できる人がいない」との回答も少なからずあります。さらに、実態調査の自由回答欄の記述の中にも「誰に相談したらよいかわからない」「相談したいが専門の人が少なくて困る」「もう少し近くで相談したい」等の相談に関する悩みや要望が寄せられています。

本市では、障がいに関するワンストップの窓口として「相談支援センターゆうゆう」が平成21年に開設されました。相談支援センターが地域へ浸透し認知されるに従って、相談件数が急激に伸びている状況であり、このことから障がい者が様々な悩みを抱えていることが分かります。

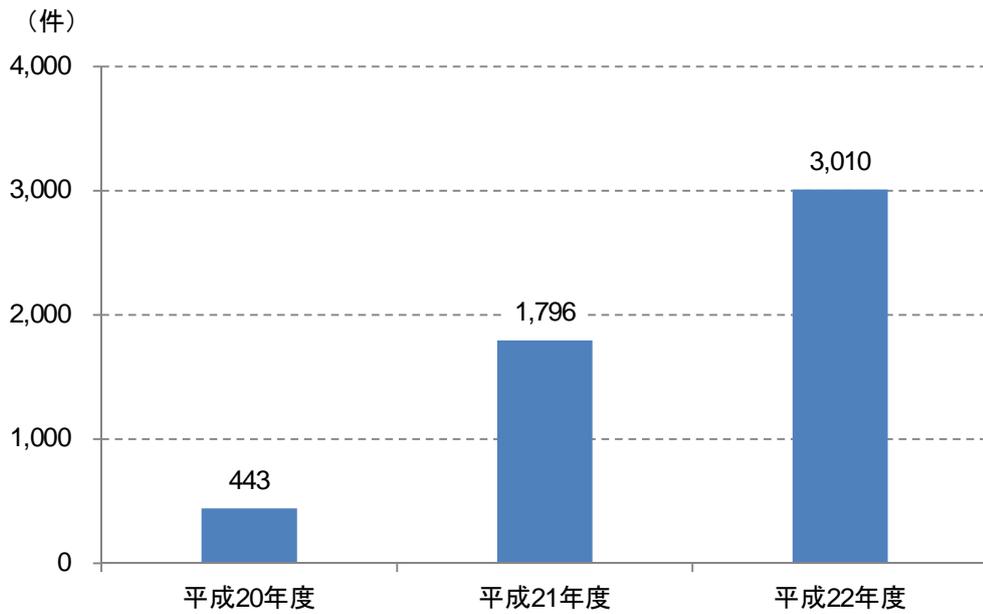
今後も相談窓口の周知に努めるとともに、障がい者がより気軽に相談することができるような努力を重ねていく必要があると言えます。

図表 16 相談できる人がいない人の割合



資料：総社市障がい者実態調査結果

図表 17 相談件数



資料：総社市障がい者実態調査結果

※平成20年度は社会福祉法人総社市社会福祉協議会相談支援事業所実績。平成21年、22年度は社会福祉法人総社市社会福祉協議会相談支援センターゆうゆう実績。

※件数は相談内容ごとにカウントした数。



## 今後の取り組み

### 1 相談業務の充実

相談業務は、ライフステージや障がい種別で窓口が分かれるのではなく、生涯にわたる相談窓口としての役割を果たしていくことが求められています。また、24時間対応の事業所の設置も求められています。今後は、行政・民間、あるいは障がい児・障がい者といった枠に捉われず、現状以上にワンストップの相談窓口としての役割を果たすべく拡充し、市民のニーズに応じた相談支援体制の充実を図っていきます。また、相談支援事業者を中心にケース会議を開催し、各事業者等と連携し、福祉サービスの利用援助や日常生活全般の相談への対応や、専門機関への紹介など、相談支援の充実を図ります。

なお、障がい者全員が福祉サービスを適切に組み合わせ、十分受けられるように、平成24年4月より、福祉サービス利用者全員にサービス利用計画を作成します。

### 2 地域自立支援協議会と各機関との連携と相談支援体制の強化

地域にある事例は障がい者のみへの支援で解決できるものではなく、高齢者から子どもを含めた支援が必要であることが多いことから、地域包括ケア会議、要保護児童対策地域協議会等と連携し、高齢者や子ども含む全ての住民へ支援できる仕組みとなることを目指す必要があります。今後も地域自立支援協議会を通じて各相談機関の連携を図り、相談支援体制の強化を図ります。

### 3 情報の収集、提供の充実

「障がい福祉のしおり」や「広報そうじゃ」、市ホームページを利用し、障がい者に対する施策や制度についての福祉サービスの周知を図っています。また、親の会、関係職種集会などの場において、障がい者に対する施策や制度、福祉サービスについて説明する機会を設けています。今後も必要な人が制度やサービスを利用することができるよう、障がい者に対する施策や制度についての福祉サービスの周知を図ります。

また、地域生活支援事業におけるコミュニケーション支援事業や点字・声の広報等発行事業の必要量の確保を図るとともに、それらのサービスの周知を図ります。

### 4 戸別訪問の実施

相談支援センターゆうゆうでは、平成22年度に300人以上の障がい者を訪問し、現状の把握とともに、福祉サービスの説明を行っています。今後も、戸別訪問を実施することで支援の必要の有無を確認するとともに、各種福祉サービスや相談支援センターゆうゆうの周知等を行います。

## 2 障がい福祉サービスの充実



### 現状と課題

障がい者が、障がい福祉サービスをはじめとする各種サービスを利用する際、本人の意向、能力、家族や地域の実情に応じて、必要な障がい福祉サービスを的確に利用できるような体制の整備を目指す必要があります。

また、障がい者の地域生活を多面的な視点から支援することにより、基礎的な生活基盤を充実させていくことが大切です。



### 今後の取り組み

#### 1 訪問系サービスの充実

居宅介護をはじめとする訪問系サービスの質・量の確保に努めます。また、新しく創設された重度訪問介護、重度障害者等包括支援などについても、これらのサービスを提供する事業者の確保に努めます。さらに、視覚障がいや移動に著しい困難を有する障がいのある方に対し、同行援護により外出時にその障がいのある方に同行し、移動の援護や必要な支援を行います。

#### 2 日中活動系サービスの充実

障がい者が日中利用することのできる生活介護や自立訓練、療養介護、児童デイサービス、短期入所等の場の確保に努めます。

就労支援を強化するため、就労移行支援や就労継続支援A型事業などを提供する事業者の確保に努めます。

#### 3 居住系サービスの充実

自立した生活を希望する人や入所・入院からの地域生活への移行に対応するため、共同生活援助（グループホーム<sup>※</sup>）や共同生活介護（ケアホーム<sup>※</sup>）の必要量の確保に努めます。また、施設内でのサービスの充実に努め、施設利用者の生活の質の向上を促します。さらに、施設の持つ機能を活かし、日中活動事業の拠点となるよう、施設と一層の連携を図ります。

#### 4 地域生活支援事業の充実

障がい者の社会参加を促進するため、自動車運転免許取得・改造費助成事業の助成を行います。また、コミュニケーション支援として、手話通訳者や要約奉仕員の派遣事業を継続して実施します。移動支援事業については、現在の個別支援に加え、グループ支援の実施など、余暇活動や社会参加への支援を充実させます。その他に、地域活動支援

センター事業，日常生活用具給付等事業，手話通訳者の配置，手話奉仕員・要約奉仕員養成講座の実施，日中一時支援事業，成年後見利用支援事業，訪問入浴サービス，福祉ホーム事業などを実施します。

#### 5 多様な福祉サービス供給組織との連携

社会福祉法人総社市社会福祉協議会，ボランティア団体，市民団体等多様な組織の育成，支援を図るとともに連携強化を行い，福祉サービスの充実向上に努めます。

### 3 経済的自立の支援



#### 現状と課題

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには，就労の機会をひろげ収入の増加を図るとともに，生活の基盤となる所得保障を充実させる必要があります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり，障害基礎年金等の公的年金や特別障害者手当等の各手当は，障がい者やその家族の生活を保障するうえで大きな役割を果たしています。このほかにも障がい者の経済的自立を支援するため，生活福祉資金をはじめ，心身障害者扶養共済制度，心身障害者医療費公費負担制度<sup>\*</sup>，税の減免等が行われています。

本市では，平成23年4月から低所得世帯に対して，地域生活支援事業の利用料を免除していますが，今後も一層の充実に努めていく必要があります。



#### 今後の取り組み

#### 1 年金・手当等の周知及び充実

障がい者の生活安定のための年金，手当等について，「障がい福祉のしおり」等で制度の周知を図り，無年金者や未支給者の防止に努めます。また，年金，手当等の充実を国等に働きかけます。

#### 2 経済的負担の軽減

税金や公共料金の減免等について，「障がい福祉のしおり」や「広報そうじゃ」，市ホームページなどにより周知を図るとともに，内容の充実について国に働きかけます。

岡山県心身障害者医療費公費負担制度<sup>\*</sup>については，県に利用者負担の軽減及び所得制限の緩和を働きかけます。また，生活福祉資金貸付制度や各種助成制度の周知に努めます。

## 4 権利擁護の推進



### 現状と課題

今後、障がい者の高齢化のみならず、介助者や家族の高齢化も同時に進むことが考えられることから、認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断することが十分ではない方の財産管理や日常的な金銭管理等における支援がますます重要となっています。

また、障がい者への虐待についても関係各課、機関との連携や地域による日常的な見守り支援などを組み合わせた体制づくりが必要となっています。



### 今後の取り組み

#### 1 日常生活自立支援事業\*の推進

知的障がい者\*、精神障がい者\*など判断能力が不十分な人が地域で安心して生活できるよう、福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行う日常生活自立支援事業\*を推進します。

なお、事業の利用者が少なく、必要な方の利用に結び付いていないことが考えられることから、今後更に事業の広報・啓発を行っていきます。

また、判断能力が不十分な人の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理の支援、相談などを行うことから、成年後見制度\*の利用との整合を図ります。

#### 2 成年後見制度\*の推進

判断能力が不十分な知的障がい者\*、精神障がい者\*などの財産の保全管理が必要なケース等が増大することから、成年後見制度\*の周知を図るとともに、必要な支援を行います。

今後は、第三者後見人を安定して確保するために法人後見人等の利用について検討します。

#### 3 障害者虐待防止法の周知

平成23年6月に障害者虐待防止法が成立し、平成24年10月から障がい者への虐待を見つけた人に市町村への通報が義務づけられるほか、虐待により生命に関わる重大な危険があると判断した場合、家庭への市町村の立ち入り調査も可能になります。障害者虐待防止法の周知を図るとともに、虐待の未然防止、早期発見、早期対応につなげます。

### 3. 生活環境

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境であるといえます。

障がい者団体へのヒアリングでは、「移動のためのサービスが必要」「雪舟くんを利用している人もいるが、福祉作業所は共通区間でないため、乗り継ぎが必要」「雪舟くんを土日も運行してほしい」「公共施設のバリアフリー\*化を促進してほしい」「多目的トイレの設置をしてほしい」等の意見が寄せられました。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけではなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく、ユニバーサルデザイン\*の考え方を取り入れた取り組みを行う必要があるといえます。

#### 1 バリアフリー\*化・ユニバーサルデザイン\*の推進



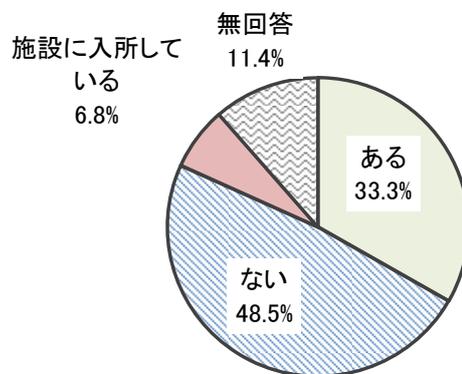
##### 現状と課題

本市では、新設の施設についてはバリアフリー\*に配慮しています。市民の利用が多い公共建築物の改修工事についても、できる限り施設改善に努めています。一方で、既存建物の改修では建物の規模により多目的トイレやスロープ等の設置スペースが取れないなど、物理的な困難があるのが現状です。

身体障がい者\*に対する実態調査で、「現在の住まいを改造したいところがあるか」とたずねたところ、「風呂」「トイレ」「玄関」などの回答が多く挙げられています。

一方、それらを「改造できると思うか」とたずねたところ、半数の方ができると「思わない」と回答しています。その理由としては圧倒的に「資金がない」が多く、利用しやすくするために改造したいところがあっても経済的理由から断念していることが分かります。

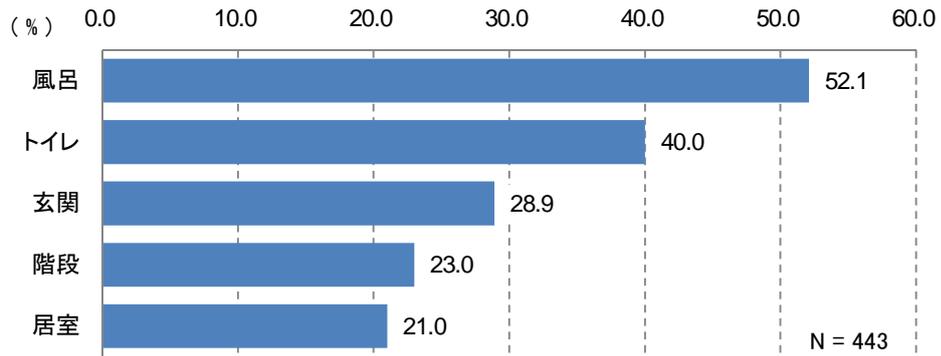
図表 18 お住まいの住宅で、利用しやすくするために改造したい部分があるか



N = 1,332

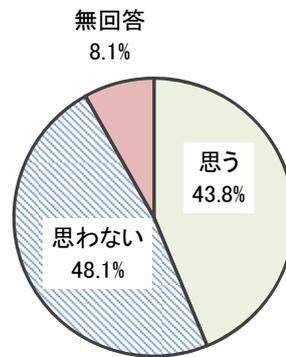
資料：総社市障がい者実態調査結果

図表 19 具体的にはどこを改造したいか（上位5項目）



資料：総社市障がい者実態調査結果

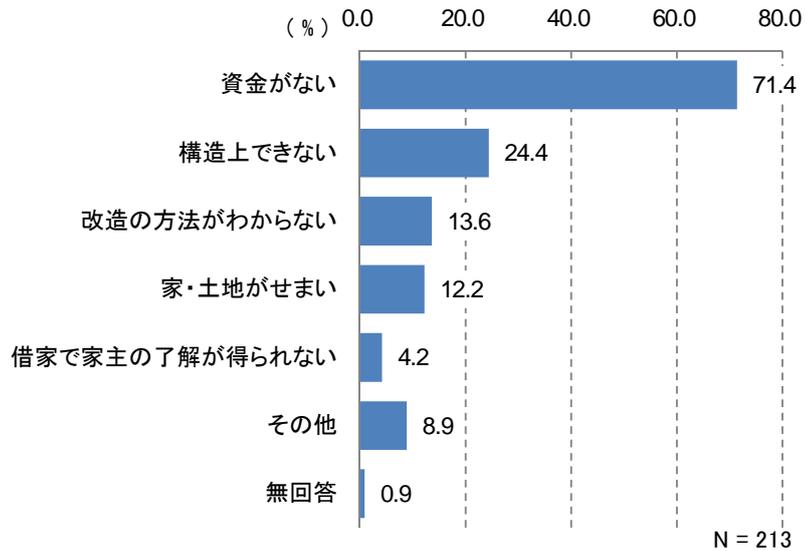
図表 20 今後、改造できると思うか



N = 443

資料：総社市障がい者実態調査結果

図表 21 改造できると思わない理由



資料：総社市障がい者実態調査結果



## 今後の取り組み

### 1 福祉のまちづくり体制の推進

歩道の設置や段差の解消，公共交通機関，公園，不特定かつ多数の人が利用する建築物のユニバーサルデザイン※の視点に立ったバリアフリー※化，点字ブロックの設置や道路環境整備等，すべての人にとってやさしいまちづくりを，本市の都市計画マスタープランに基づき進めます。

### 2 利用しやすい施設づくりの推進

障がい者等が利用しやすい施設整備のため，事業者の理解と協力が得られるよう努めるとともに，障がい者や地域住民が支え合う環境づくりを醸成し，互いに安心して暮らすことのできるまちづくりを進めます。

### 3 公共建物及び公共性の高い民間建物のバリアフリー※化の推進

障がい者が日常生活において利用することの多い公共建物や，不特定多数の者が利用する公共・民間建築物については，障がい者等にとって円滑に利用できるものとなるよう努めます。

また，「高齢者，障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」及び同法に基づく基準や岡山県福祉のまちづくり条例に基づき，民間事業者の理解を得て可能な限りバリアフリー※化を図るように整備改善を促します。

### 4 障がい者に配慮した市営住宅の整備及び普及

現在，市営住宅は，全体としては構造や設備がバリアフリー※・障がい者対応となっていません。また，建物の耐用年限が既に経過した住宅もある状況です。今後の改築の際には，障がい者や高齢者が生活しやすいように配慮した市営住宅の整備に努めます。

### 5 障がい者のニーズに対応した住宅整備の推進

障がい者が生活しやすいように「障がい福祉のしおり」や市ホームページで住宅の改造助成及び整備に関する情報の提供や諸制度の周知普及に努めます。

## 2 障がい者に配慮した防災・防犯対策の推進



### 現状と課題

障がい者が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難誘導等が迅速かつ的確に行われ、被害を最小限にとどめることが大切です。また、関係機関や地域との密接な連携をとりながら、災害や犯罪などの被害に遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策が必要となります。自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助、共助の精神の養成を図るとともに、防災ネットワークづくりを推進していくことも必要となってきます。

今回行った実態調査によると、身体障がい者\*の54.1%、精神障がい者\*の49.0%が、災害(地震や火事など)で避難が必要になった場合、「手助けが必要」と回答しています。また、知的障がい者\*の49.0%は災害が起こった場合「自力で避難できるとは思えない」と回答しており、さらに69.7%が避難場所、避難経路を「知らない」と回答しています。避難場所、避難経路について、今後より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練、避難場所・経路の周知を図る必要があります。



### 今後の取り組み

#### 1 地域における防災、防犯体制の充実強化

避難場所や避難経路の整備を行うなど、地域の実情にあった防災、防犯体制の充実強化を図るとともに、障がい者要援護者台帳を日頃の見守りと緊急時に利用できるように活用していきます。また、地域、民生委員\*児童委員、消防機関、各種ボランティア団体、関係社会福祉施設等の連携をとり、災害時に支援を必要とする人に対して、地域ぐるみの支援が行える体制づくりを図ります。さらに、災害時に介護の必要な高齢者や障がい者を一時的に受け入れてケアする施設である福祉避難所を整備するとともに、周知に努めます。

悪徳商法などによる障がい者や高齢者、子どもの被害の防止のため、パンフレットの作成・配布などのさまざまな方策を講じ、情報の提供に努める一方、警察署との緊密な連携を図り、適切な対応に努めます。

また、一人暮らしの障がい者が、緊急時に通報できるシステムの整備に努めます。

#### 2 住宅施設の防災対策の強化

突発的な発生に対する地震は日頃からの備えが重要です。住宅の耐震化、家具の転倒・落下防止など住宅の防災対策を含め、在宅障がい者に対する訪問指導を積極的に推進します。

また、社会福祉施設の防火意識の高揚を図るとともに、施設を含めた地域ぐるみの防災体制の整備確立に努めます。

さらに、木造住宅耐震診断補助事業や聴覚障害者用火災警報器等の給付制度の周知普及に努めます。

### 3 移動方法、交通手段の充実



#### 現状と課題

鉄道については、総社駅舎及び清音駅舎にエレベーターが設置されており、障がい者に利用しやすいよう整備されています。また、信号機や横断歩道については、視覚障がい者が一人で外出することができるよう、点字ブロックや音響信号機の整備が進められており、市内の幹線道路についても、順次歩道の拡幅改良が行われるなど、障がい者にとって利用しやすい環境整備が進められています。一方で、集落内の生活道路の中には利用の制限を受ける場所も残されています。

本市では、予約型で乗り合い方式の「雪舟くん」を市内の4つのエリアと1つの共通エリアに分けて運行しています。利用には事前の登録が必要となることから、障がい者に対して「雪舟くん」の周知を図るとともに、障がい者の外出の利便性を高めるために利用の促進に努めていく必要があります。

なお、「雪舟くん」は車椅子利用者等、身体的条件等によっては乗車できないことから、「いきいきチケット事業」により介護タクシー等の料金を助成しています。また、移動に際して、公共交通機関やタクシー運賃の割引、有料道路通行料金の割引、移送サービスや車いす等福祉用具の貸出し等の公的制度もあります。これらの制度や事業の周知を図っていくことが必要です。



#### 今後の取り組み

##### 1 道路環境や交通安全施設の整備

歩道については、障がい者や高齢者等の安全性に配慮するよう努めます。また、交通信号機や横断歩道等の安全施設についても、障がい者等が利用しやすいものを関係機関に要望します。さらに、障がい者や地域住民に対し、交通安全意識の高揚を図ります。

##### 2 移動方法や交通手段の充実

地域生活支援事業における移動支援事業及び自動車運転免許取得・改造費助成事業等の充実・周知を図ることにより、障がい者の円滑な移動を支援します。

「障がい福祉のしおり」の配付や「雪舟くん」、「いきいきチケット」など、その他の交通手段サービスに関する制度の周知に努め、積極的な利用を促進します。

## 4. 教育・育成

本市では、「子育て王国そうじゃ」をキャッチフレーズに掲げ、子育てを応援する各種施策を推進しています。

障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援が必要な子ども一人ひとりのニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。また、障がいのある子どもに対する教育環境においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができ、社会的に自立するための生きる力を身につけることができるような環境整備が必要となります。特に、学習障がい※（LD）、注意欠陥多動性障がい※（ADHD）、高機能自閉症など、対象となる児童・生徒の増加や対象となる障がい種別の多様化に対応できる体制を整えていく必要があります。

障がい者団体へのヒアリングでは、「親同士、学校関係者と相互の心の交流、相談が必要」等の意見が寄せられました。できるだけ早期に障がいを発見し、必要な治療と支援を行い、また一人ひとりの能力・適性、障がいの状況を考慮し、適切な教育を通じて必要な支援を行うことで、障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられることのないような教育支援体制を確立する必要があります。

### 1 療育※、教育相談、就学指導体制の充実

#### 現状と課題

障がいのある児童生徒にとって社会参加できることはとても大切です。乳幼児期から学校卒業後まで障がいのある子どもと保護者に対する相談支援体制を整えていくことが必要です。

また、障がいの発見から療育※・教育の開始まで、様々な施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がいのある子どもの個々の状況に応じた適切な指導・訓練・教育が行えるよう努めることが必要です。

#### 今後の取り組み

##### 1 就学指導体制の充実

平成26年4月に倉敷市真備町に特別支援学校（対象：知的障がい、肢体不自由）が新設されることを受け、特別支援学校が新設されるまでは地元の学校への就学を希望する家族が増えていることから、就学指導委員会の専門家チームの意見をより一層重要視した就学指導が必要です。

また、特別支援学校への就学が適当と思われる子どもが、地域の小・中学校への就学を希望する場合は、保護者と地域の学校と行政が連携した就学相談を実施し、保護者の意見を尊重しつつ共に考えていきます。支援を必要とする子どもや保護者が、進路を選択できる状況を地域に確立していくことは、インクルージョン※の視点から考えても重要であると考えます。

## 2 特別支援教育<sup>\*</sup>の充実

発達障がい<sup>\*</sup>のある子どもが思春期前後に二次的な障がい（精神疾患）を発症するケースが増えています。特別支援教育<sup>\*</sup>対象の子どもで二次的な障がいを発症する可能性のあるケースは、各校園において積極的に専門家による保護者のカウンセリング、専門家や関係機関を交えたケース会議を開催していくよう研修で働きかけます。

スクールカウンセラーやこども課及び児童相談所等との連携を強化し、家族支援をこれまで以上に特別支援教育<sup>\*</sup>に取り入れていく必要があります。

障がい等に応じた教育を保障するため、必要に応じた特別支援学級の設置と指導の充実に努めます。また、自閉症<sup>\*</sup>やアスペルガー症候群<sup>\*</sup>、その他の広汎性発達障がい<sup>\*</sup>、学習障がい<sup>\*</sup>（LD）、注意欠陥多動性障がい<sup>\*</sup>（ADHD）等の障がいなどの特別な教育的支援を必要とする子ども一人ひとりに応じた教育の充実を図るため、これらの教育に関する情報の周知に努めます。

## 3 進路指導の充実

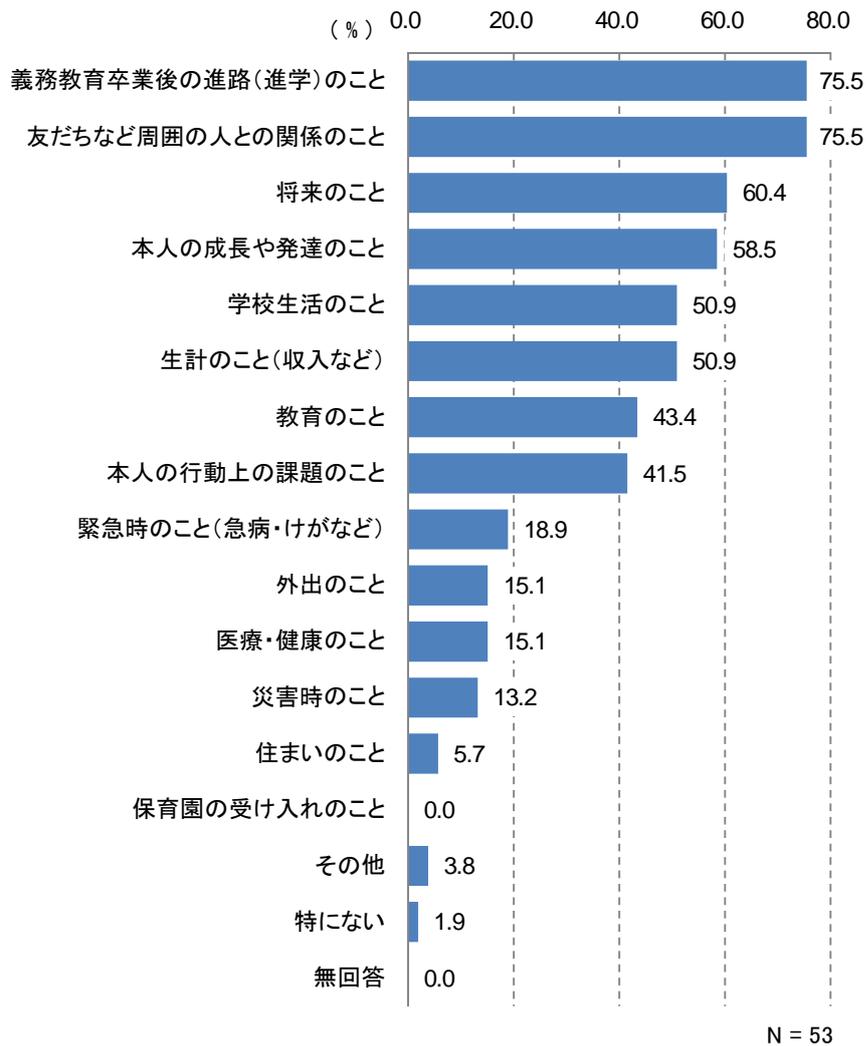
自閉症<sup>\*</sup>や情緒障がい<sup>\*</sup>で特別支援学級に通学されている方の保護者に実施した実態調査で、日常生活の中で不安に思うことや改善したいことについてたずねたところ、「義務教育卒業後の進路（進学）のこと」と回答した人が75.5%となっており、「友だちなど周囲の人との関係のこと」と並び最も多く挙げられています。

進路相談については、各学校をスクールカウンセラーや特別支援教育<sup>\*</sup>専門員が巡回し、保護者や関係職員の相談に応じる体制を築くとともに、特別支援学校や高等学校と情報交換をしながら、障がいのある生徒の進路保障に努めています。

また、知的障がい、自閉・情緒障がい等のそれぞれの障がいに応じた進路指導を行っていますが、障がいの程度が比較的軽度の生徒が、通常の高등학교に進学する場合、学校側の受入体制が十分に整っていないというケースがみられます。

このような境界線にある生徒の進路を保障するためには、高等学校の受入体制を整えることが不可欠となります。進路後の生徒の学校生活への適応を円滑にするため、中学校と高等学校等の受入側の間で、生徒の特性や保護者の希望を踏まえた情報交換の場を設定するなど、双方の連携を深めるよう県の特別支援教育課や指導課高校教育指導班等を通して、公立・私立の高等学校へ働きかけていきます。

図表 22 日常生活の中で不安に思うことや改善したいことがありますか  
 (自閉症<sup>\*</sup>・情緒障がい<sup>\*</sup>で特別支援学級に通学されている方の保護者)



資料：総社市障がい者実態調査結果

図表 23 特別支援学校への就学状況

種別	学校名	所在地	総社市からの 在学者数(人)			
			小学部	中学部	高等部	計
特別支援学校	県立岡山支援学校	〒703-8207 岡山市北区祇園866	2	0	0	2
	県立岡山西支援学校	〒700-0951 岡山市北区田中579	0	0	1	1
	県立岡山南支援学校	〒701-0212 岡山市南区内尾721-3	7	10	19	36
	県立岡山瀬戸高等支援学校	〒709-0854 岡山市東区瀬戸町江尻1326			5	5
	県立西備支援学校	〒714-0071 笠岡市東大戸5075-1	0	0	6	6
	岡山県健康の森学園支援学校	〒718-0313 新見市哲多町大野2034-5	0	1	3	4
	県立早島支援学校	〒701-0304 都窪郡早島町早島4063	3	4	4	11
	県立誕生寺支援学校	〒709-0306 久米郡久米南町山ノ城110-2	0	0	1	1
	岡山大学教育学部附属特別支援学校	〒703-8282 岡山市中区平井3-914	0	1	1	2
盲学校	県立岡山盲学校	〒703-8235 岡山市中区原尾島4-16-53	0	0	0	0
弱学校	県立岡山聾学校	〒703-8217 岡山市中区土田51	1	0	2	3
合 計			13	16	42	71

平成23年5月1日現在

※平成26年4月に倉敷市に特別支援学校が開設予定

## 2 社会教育の充実と生涯学習の推進

地域の中でいきいきと暮らし、互いに学びあい、一人ひとりが尊重されながら生きることのできる社会は、社会教育の充実と生涯学習の推進を図る中で、ノーマライゼーション※の社会づくりに積極的に参加しようとする人を育てることにより築かれるものと考えます。

障がい者の問題は、障がい者が一人の人間として尊重されるよう「心の教育」の一層の充実に努めることが大切です。

学校教育にとどまらず、広く地域や家庭において、日頃から相手の立場に立って物事を考える学習を積み重ねていくことが、市民の障がい者に対する理解を深めることとなります。

今後、障がい者の問題がさらに理解されるよう、地域や関係団体等の指導者への周知や啓発を図ることが必要です。



### 今後の取り組み

#### 1 学習内容の充実

社会施設を活用して、障がい者に関する内容を取り入れた保健学習や保健指導の講座を充実します。

#### 2 生涯学習の機会の充実

障がい者が生涯学習に取り組む機会を増やすために、障がい者を対象とした自主講座等の開設を奨励します。また、講演会や各種講座において、資料の点字化や手話通訳者、要約筆記者の配置を働きかけるなど、障がい者が参加しやすい学習環境の整備を図ります。

#### 3 参加体制づくりの充実

学習会や各種講座、スポーツの大会等様々なイベントについて、ボランティアの人に協力を求めるなど、障がい者が参加しやすい体制づくりを行うとともに、参加への啓発・広報に努めます。

## 5. 雇用・就業

働くことを望んでいる人のだれもが、その適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは社会にとっても大変有益なことであり、地域でいきいきと生活していくための生きがいにもなります。

障がい者団体へのヒアリングでは、「仕事場での良き理解者が必ず必要」「就労の意思を早く持ち、就労希望事業所の見学・面接を行い、実状を知る」「一般就労するためには、本人の働きたい意欲、気力と体力が充実していること、規則正しい生活リズム、集団生活になじめること、人とのコミュニケーションがうまく取れること、技術や方法を教えてもらえることが必要」「就労移行（継続）支援でのインターンシップ制度があるとよい」等の意見が寄せられました。

本市では、障がい者千人雇用委員会から提出された、障がい者雇用に当たっての基本的な考え方や進め方、国等の各種助成制度の取りまとめ、具体的な障がい者就労へ向けての課題や方向性をまとめた「中間報告書」に基づき、障がい者千人雇用という高い目標の達成に向けた取り組みを強力に推進していきます。

### 1 「障がい者千人雇用」の実現



#### 現状と課題

障がい者の雇用率は若干上昇してはいますが、就労環境は依然厳しい状況が続いており、本市の従業員56人以上の企業の障がい者雇用率は、法定雇用率<sup>\*</sup>(1.80%)に対して1.52%（平成23年6月1日現在）となっています。

一方で、ハローワーク総社を通じた障がい者の求職状況や就職状況は、ここ数年増加傾向にあります。また、実態調査の結果では、現在仕事をしていない人のうち、少なくとも仕事をする意欲のある18歳から64歳までの障がい者の割合は、身体障がい者<sup>\*</sup>が57.0%、知的障がい者<sup>\*</sup>が63.1%、精神障がい者<sup>\*</sup>が62.5%と高い状況となっています。

図表 24 企業規模別の障がい者雇用状況

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)
56～99人	17	1,235	14.0	1.13
100～299人	13	1,986	27.5	1.38
300人以上	5	2,723	49.0	1.80
計	35	5,944	90.5	1.52

平成23年6月1日現在

資料：ハローワーク総社

<sup>\*</sup> 障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む

図表 25 総社市の障がい者数（平成23年4月1日現在）

	身体	知的	精神	合計
全年齢	2,509人	467人	176人	3,152人
一般的な就労年齢年 (18歳以上65歳未満)	752人	307人	—	1,059人
(20歳以上65歳未満)	—	—	128人	128人

※身体と知的の重複障がいはダブルカウントあり

資料：福祉課

図表 26 障がい者の就労者数（平成24年2月1日現在）

	一般就労	福祉的就労
市内事業所	229人	135人
市外事業所	19人	46人
市役所	9人	—
小計	257人	181人
合計	438人	

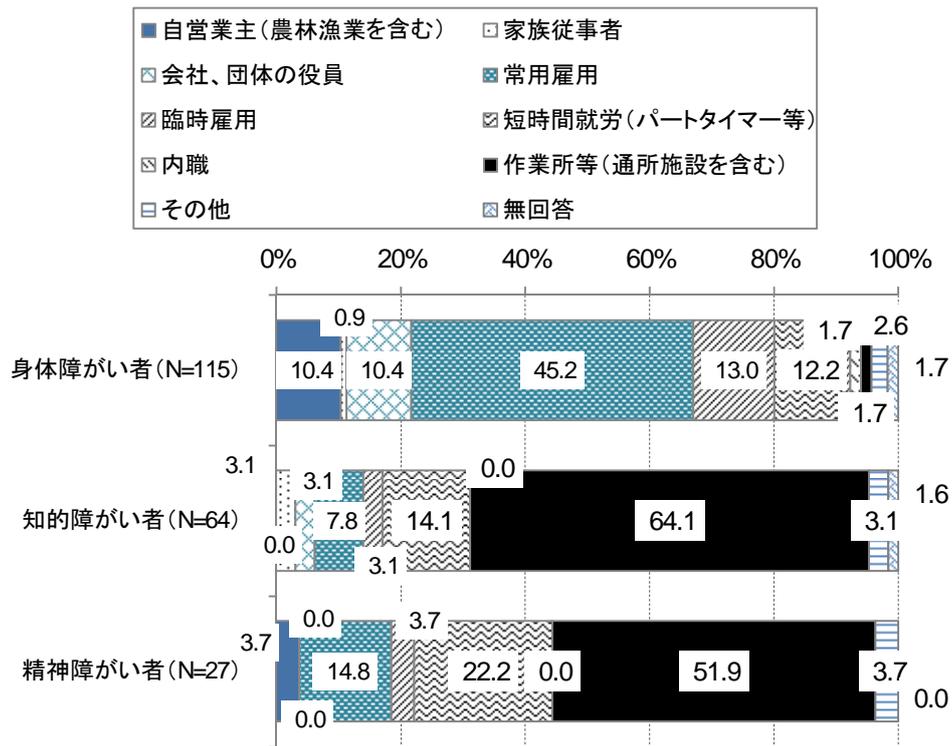
※障がい者の就労者数については、①から③に該当する障がい者数

- ①総社市内の事業所において就労している障がい者
- ②総社市外の事業所において就労している総社市民の障がい者
- ③就労支援ルームを通じて就労するなど総社市の取り組みに基づき就労している障がい者

資料：福祉課

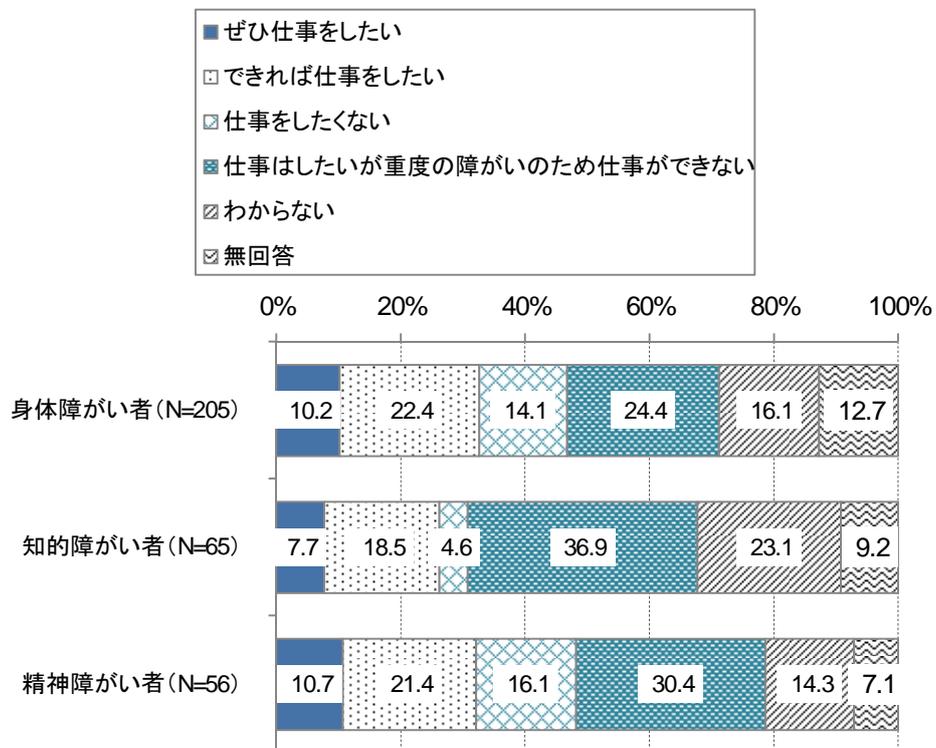


図表 27 あなたはどのような形で仕事をしていますか（18～64歳の障がい者）



資料：総社市障がい者実態調査結果

図表 28 これから仕事をしたいと思いますか（現在仕事をしていない18～64歳の障がい者）



資料：総社市障がい者実態調査結果

このように、本人は働く意欲を持っているにもかかわらず、障がい者の就労は必ずしも十分に進んでいません。その主な原因としては、以下の3つの課題が考えられます。

#### (1) 障がい者及び障がい者雇用に対する知識の不足

- ・ 普段から障がい者に接する機会が少ないことからどのように接していいかわからない。
- ・ どのような仕事が適しているのかわからず、受け入れをためらってしまう。
- ・ 障がい者の特性に応じた職務を新たに選定、創設することが難しい。
- ・ ハード面の設備の改修が必要となり資金面で難しいなど、国等によるさまざまな優遇制度について十分な理解がなされていない。

#### (2) 障がい者への就労生活支援体制の不足

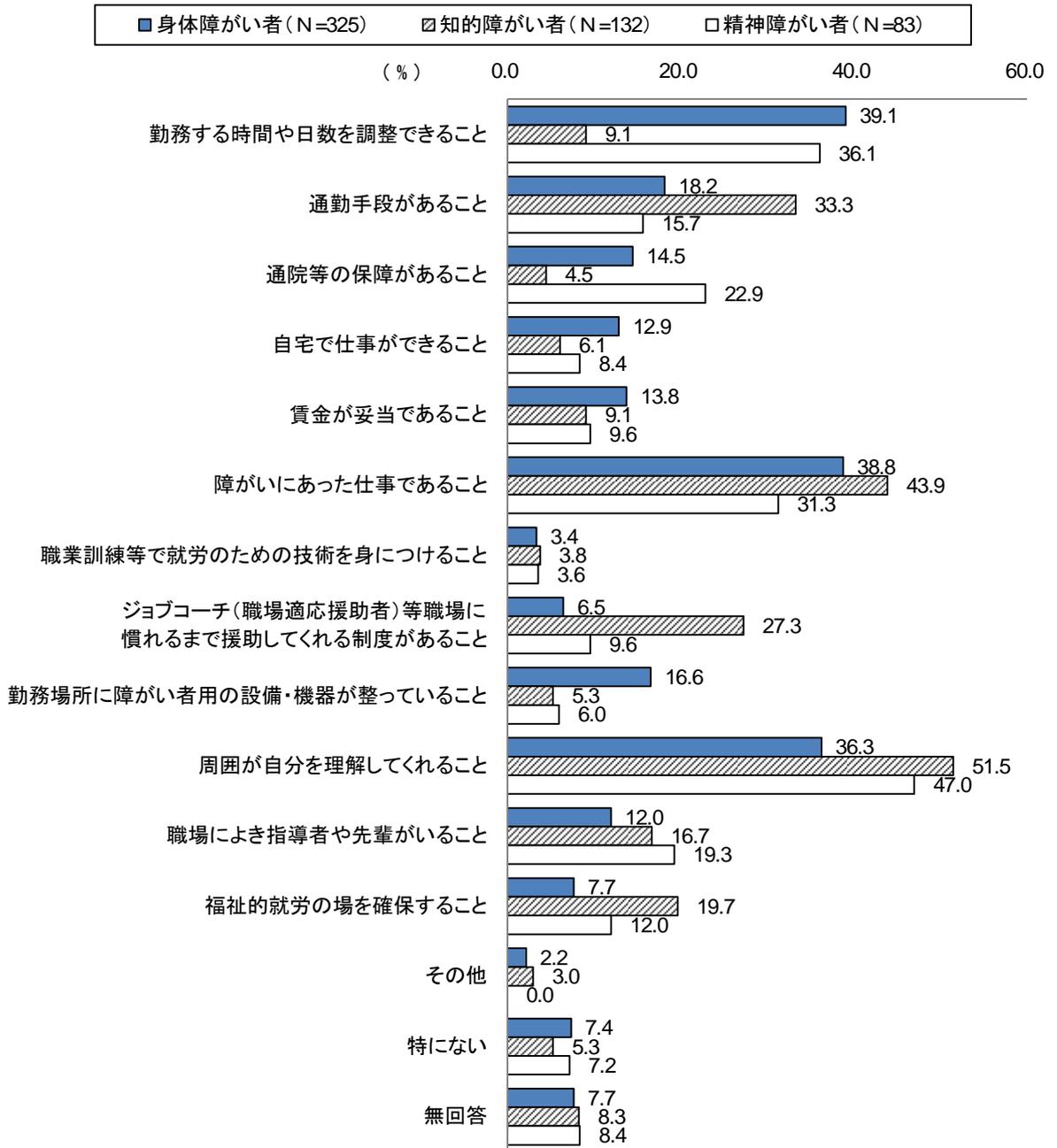
- ・ 勤務時間以外の生活面のサポートについて、支援体制ができていない。
- ・ 雇用者側が勤務時間外についてフォローすることが難しい。
- ・ 生活面のフォローは倉敷障がい者就業・生活支援センターが主体となって行っているが、広範な区域を担当しているため、支援に限界がある。
- ・ 特別支援学校を卒業して長期間経過した場合や、企業を退職した場合等は状況把握が難しい。
- ・ 住居の確保や通勤方法等の総合的な支援が必要。

#### (3) 障がい者を雇用する企業等の事業者の不足

- ・ 障がい者の就労を促進し、1,000人の目標を達成するには、法定雇用率<sup>\*</sup>の対象となる従業員56人以上の企業だけではなく、56人未満の企業も含め、市内全ての企業等における障がい者雇用を増やすことが必要
- ・ 既にある事業所だけで雇用を増やしていくことは限界があるため、障がい者就労を促進する特例子会社等、新たな事業所の誘致が必要
- ・ 福祉的就労であって、雇用契約により就労することができる就労継続支援A型事業所の誘致が必要

障がい者千人雇用という大きな目標を達成するためには、この3つの課題それぞれに対応する実効性のある施策を実施していくことが必要です。

図表 29 障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思いますか  
(18～64歳の障がい者)



資料：総社市障がい者実態調査結果

18～64歳の障がい者に、障がい者が働くためには、どのような環境が整っていることが大切だと思うかと質問したところ、「勤務できる時間や日数を調整できること」「障がいにあった仕事であること」「周囲が自分を理解してくれること」などが多く挙げられています。このことから、障がい及び障がい者に関する理解を促進するための取り組みや啓発、仕事の選択肢を広げるために様々な分野での仕事の紹介、さらには障がい者一人ひとりに合った形での就労支援が必要であることがうかがえます。



## 今後の取り組み

### 1 障がい者の就労支援

#### ①企業等の市内のすべての事業者が障がい者を雇用しやすい環境づくり

##### ○ 企業、各種団体、教育団体、市民等に対しての既存の各種助成制度等の周知、障がい・障がい者に関する理解促進

障がい者雇用を促進する制度については、国等による様々な助成等が存在します。それらを企業等に対して積極的に周知していくことで、障がい者雇用の取り組みを促進していくことが求められます。また、企業の障がい者についての知識の不足という点については、まずは企業と障がい者の距離を縮めていく取り組みが必要です。このため、市は障がい者雇用の推進に関し、総社商工会議所や吉備路商工会と連携し、事業者の人事労務担当者等の障がい者への理解を進め、障がい者の就労可能な分野の開拓や障がい者とのマッチング等をしやすくできるよう、事業者を対象とした障がい者雇用に関する講演会・相談会の実施や特別支援学校への見学等の取り組みを行います。

##### ○ ジョブコーチ\*（職場適応援助者）の活用

障がい者に関する知識が不足している中で、企業等の事業者が障がい者を雇用する取り組みを始めていく際に、事業者と障がい者の間に入り、障がい者の就労がスムーズに継続していくようサポートする人材（ジョブコーチ\*）を活用する必要があります。ジョブコーチ\*の活用は、事業者、障がい者双方にとって様々な不安を解消し、トラブルが生じた際のケア等に有用です。ジョブコーチ\*にはいくつかの種類がありますが、市内において比較的簡便な手続きにより活用できる独自の障がい者雇用のための体制づくりを行います。

○ 企業内請負制度の活用

企業が障がい者雇用を行う際に、生産工程の一部や清掃等様々な業務の一部について、社会福祉法人と請負契約を結ぶことにより、訓練担当者の人件費や受入企業に支払う機器等の貸与代償費等について、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構の助成（障害者能力開発助成金）を受けることができます。助成を受けることによって企業・社会福祉法人の経済的負担を軽減させるとともに、事業者にとって障がい者に関する理解が深まることも期待されることから、こうした制度の積極的活用が期待されます。

市では、制度の活用に向けた周知や、事業者と社会福祉法人を結びつけるコーディネートを行います。

○ 障がい者雇用に取り組む事業主に対する支援

市は、総社市障がい者千人雇用推進条例において、障がい者雇用に積極的に取り組む事業主に対して、市等との契約に係る指名等に当たっては、一定の条件を定めた優遇措置を実施します。

さらに、障がい者雇用に積極的に取り組む事業所の様々な活動を評価・表彰し、その取り組みや活動内容を広く市民に周知する顕彰制度を活用し、障がい者雇用の促進に努めます。

○ 事業者としての市の取り組み

障がい者雇用を推進するためには、市役所も一事業所として積極的に障がい者雇用に取り組んでいくことが必要です。市が自ら障がい者雇用に取り組むことは、障がい者の社会的自立等の様々な利点や課題などの実態の把握に役立ちます。また、市職員や市民などの障がい者に対する理解が深まることにもつながります。

本市における障がい者雇用率は2.89%（平成23年6月1日現在）と県下の市町村の中では高い水準ですが、市は障がい者雇用を推進する立場から、更なる障がい者雇用に取り組めます。

さらに、自ら率先して障がい者施設等から物品を買い入れるなど、障がい者の就労支援を行うとともに、事業主に対しても同様の措置をするように要請していきます。

図表 30 市役所の障がい者雇用状況

対象職員数	障がい者数	障がい者雇用率	法定雇用率
347人	10人	2.89%	2.10%

平成23年6月1日現在

資料：岡山労働局

※ 障がい者数には、重度障がい者(実人数×2)及び重度以外の障がい者を含む

## ② 市民・障がい者向け啓発、情報発信

### ○ 障がい者が住みやすいまちづくりの推進及び市民への障がい・障がい者の雇用等に対する理解促進

障がい者に関する知識の不足を解決するため、障がいや障がい者に関する理解を促進していくことが必要です。また、障がい者雇用を推進するためには、企業等の事業者のみならず広く市民がその必要性を理解することが必要であり、市はそうした理解を広める取り組みを引き続き行っていきます。

### ○ 障がい者に対する支援情報・就労関連情報の発信

障がい者雇用を推進するツールとして、市は積極的に障がい者に対して生活支援情報や就労関連情報の発信を行います。また、様々な市の取り組みや関連機関の取り組み等に関する情報発信を行うことによって、企業等の事業者や国・県・他の自治体等、障がい者雇用に関心を持つ法人等との新たなつながりを積極的に構築していきます。

## 2. 障がい者への就労・生活支援

### ○ 就業・生活支援体制の枠組みづくり

国が障がい者の就労と生活支援の双方を行う拠点施設と位置づけている障害者就業・生活支援センターと同様の機能を持つ全国初の市単独施設として、「障がい者千人雇用センター」を設立し、平成24年4月から運用を開始します。障がい者の自立を目指し、新規就労者・新規就労先の開拓、職場定着に向けた支援や生活支援などを行うことで障がい者雇用の推進を図ります。

また、ハローワーク総社に設置した「就労支援ルーム」及び相談支援の拠点施設である社会福祉法人総社市社会福祉協議会の「相談支援センターゆうゆう」を活用し、あらゆる障がい者の特性に応じた総合的な就業・生活支援体制を構築していきます。

### ○ 一人ひとりの障がい者に対して、継続的に就労や生活面でのサポートを実施していくこと（ケアプラン）の検討

障がい者の就業・生活支援体制を構築していく中で、関係機関が情報を共有し、意思統一を行った上で、障がい者の特性に合った形で支援をしていきます。就業面と生活面で継続的な支援を行うことにより、障がい者一人ひとりに合った形での就業に向けた支援を行います。

### 3. 新たに障がい者を雇用する企業等の事業者の開拓

#### ○ 農業公社の活用を含めた農業分野での雇用促進

自分のペースで仕事をしやすい点や、業務量を安定的に確保しやすいという点等から、農業分野における障がい者雇用が今後伸びていくものと考えられます。また、本市には、既に学校給食の地産地消を進める取り組みと合わせて、障がい者が学校給食で使う農作物を育てる取り組みを行うなど、農業分野における障がい者雇用について、今後も重点的に取り組んでいきます。

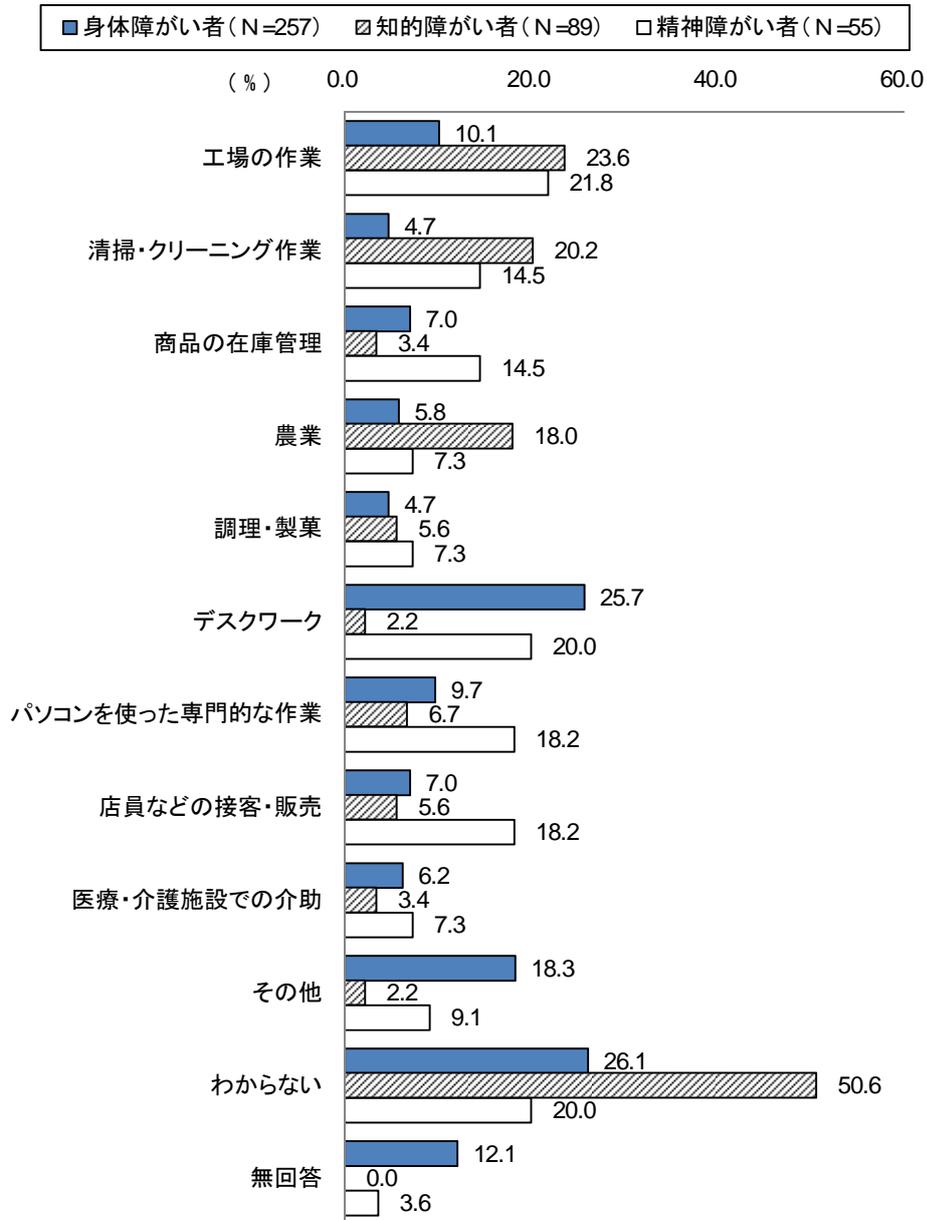
#### ○ 就労継続支援A型事業所（雇用契約を結ぶ福祉的就労を行う事業所）等福祉的就労施設の誘致

本市では、平成23年11月に就労継続支援A型事業所が初めてでき、平成23年度中に合計3か所に増えました。今後も市内にA型事業所を積極的に誘致していくことにより、障がい者が就労できる場を増やしていきます。

#### ○ 特例子会社の設立支援、新規企業の誘致の推進

障がい者雇用を促進するために設立される特例子会社や、障がい者雇用に熱心な一般企業を誘致することは、障がい者雇用促進のためにも、また本市の経済活性化のためにも有効です。新規企業の誘致を行う際には県と連動しながら優遇措置を実施しています。今後、障がい者雇用に熱心な企業や特例子会社を誘致するためにも、そうした企業に対して新たな優遇措置を講じます。

図表 31 あなたは将来的にはどんな仕事をしたいですか  
(18～64歳の障がい者)



資料：総社市障がい者実態調査結果

18～64歳の障がい者に、将来的にどんな仕事をしたいかと質問したところ、身体障がい者は「デスクワーク」、知的障がい者は「工場や清掃・クリーニング作業、農業」、精神障がい者は「工場の作業、デスクワーク、接客・販売など」の希望が多く挙げられています。知的障がい者については、「わからない」と回答した人が50.6%と最も多いことから、他の障がい者に比べ、就労関連情報が不足していたり、自分に合う仕事が見つからなかったりしていることが推察されます。

## 6. 保健・医療

障がい者団体へのヒアリングでは、「重度の人の療育<sup>\*</sup>、療養体制を作ってほしい」「精神保健福祉の普及啓発による理解の促進が必要」等の意見が寄せられました。

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育<sup>\*</sup>体制を充実する必要があることはどちらにも共通しています。後天性の障がいについては、予防面での対策を強化する必要があります。

また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション<sup>\*</sup>医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

### 1 疾病の予防と障がいの早期発見



#### 現状と課題

##### (1) 母子保健

子どもを健やかに産み育てるには、妊娠、出産、育児における母子保健施策を充実させる必要があります。

本市では、妊娠の届出から妊娠、出産時の不安を軽減し、安心して出産を迎えられるように妊婦相談などを実施するとともに、健康診査を受けるように勧めています。

乳幼児期においては、未然に疾病や事故の防止ができるように情報の提供や相談を行い、思春期には、低体重児の出産原因とも言われている酒、たばこの害についての指導を行っています。また、適切な時期に予防接種を受けて、病気の発生、予防ができるよう啓発をしています。

今後も、各種母子保健事業を通じて、疾病の予防と障がいの早期発見を推進していくことが必要です。

## (2) 成人保健

障がいの発生原因では、生活習慣病に起因するもののほか、交通事故や労働災害等の事故に起因するものが増えています。また、近年は、加齢によるものも増加の傾向にあります。

このため、障がいの原因となる脳血管疾患、高血圧症や動脈硬化症、糖尿病等の生活習慣病を予防するため、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣改善のための健康教室の充実や、若年層からの健康管理指導が必要です。

平成20年度からは、特定健診・特定保健指導を実施し、メタボリックシンドロームに着目した生活習慣改善のための健康チェックや保健指導を強化しています。

## (3) 精神保健

精神保健福祉対策は、精神疾患に対する偏見や認識の遅れと制度的な問題により遅れていましたが、平成18年の「障害者自立支援法」の施行により、障がいの種別に関係なくサービスが提供されるようになりました。

また、多様化、複雑化する現代社会においては、年齢を問わずさまざまなストレスにより、心の健康が損なわれやすい状態にあります。これらのことから、ライフサイクルに応じた心の健康づくり対策の推進が重要です。



## 今後の取り組み

### 1 母子保健対策の充実

妊娠中を健やかに安心して過ごし、安全に出産ができるように、妊婦健康診査（14回）を適切な時期に受けるよう妊婦に啓発勧奨していきます。また、市民の妊婦健診費用に係る経済的負担の軽減に努めるため、妊婦健康診査の公費負担の継続を図り、妊婦健診を受けやすい体制を維持していきます。

若年妊婦、高齢妊婦、その他指導が必要な妊婦に対して健康相談や指導の充実を図るとともに、乳幼児健康診査後の要支援児への相談、訪問は、さらに充実を図ります。

また、関係機関と連携しながら、母親や子ども同士の仲間づくり、さらに子どもたちがふれあうことのできる環境の整備や、グループ（親子クラブ）活動などを支援します。

さらに、予防接種の重要性とその効果の周知を図り、疾病予防に努めます。

### 2 成人保健対策の充実

各種健診等の内容の充実と受診しやすい環境づくりや人間ドックの受診勧奨を行い、疾病の早期発見と健康管理の徹底を図ります。また、健康診査による要指導者等に対しては、精密検査や早期治療等の適切な指導に努めます。さらに、生活習慣病予防のため、特定健診・特定保健指導の一層の推進に努めます。

保健福祉大会等を実施して市民の健康意識の高揚に努め、愛育委員協議会及び栄養改善協議会と連携を図り、健康づくり教室等を開催し、広く参加を呼びかけます。

### 3 精神保健対策の充実

精神保健の重要性について、心の健康づくり講演会等による啓発や、健康カレンダーによる「心の健康相談」の周知を図るとともに、保健所や関係機関等との連携のもと、気軽に相談できる相談窓口の整備と、健康相談や保健指導の充実に努めます。また、自殺対策についても、適切な相談・医療機関への橋渡し役を担うゲートキーパー\*の養成等に努めるなど関係機関との協働により取り組めます。

■疾患別の自立支援医療（精神通院）受給者証交付者数 単位：人

疾患名	平成21年	平成22年
病状性を含む器質性精神障がい	14	12
精神作用物質使用による精神及び行動の障がい	9	9
統合失調症、統合失調型障がい及び妄想性障がい	200	210
気分障がい	150	165
神経症性障がい、ストレス関連障がい及び身体表現性障がい	50	60
生理的障がい及び身体的要因に関連した行動症候群	3	2
成人の人格及び行動の障がい	2	1
精神遅滞	1	1
心理的発達障がい	9	21
小児期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障がい	0	0
てんかん	30	35
その他の精神障がい	0	0
分類不明	0	1
計	468	517

各年度末現在

資料：岡山県精神保健福祉センター

総社市実施の「心の健康相談」等対応件数

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
心の健康相談	17	22	17	22	22
訪問	55	110	74	100	81
面接	73	26	28	96	96
電話相談	75	80	349	344	88

資料：健康づくり課

備中保健所実施（総社会場）の「心の健康相談」対応件数

年度	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
心の健康相談	23	16	21	17	13

資料：備中保健所

## 2 早期療育※の充実



### 現状と課題

発達期における乳幼児の障がいを軽減するためには、早期発見・早期療育※が重要です。また、早期に障がいの種類に応じた適切な治療，療育※を受けることができる体制が必要です。特に健康診査後の支援のあり方も含め，児童相談所，保健所，医療機関及び障がい児施設等との連携，ネットワーク化が課題となっています。本市では，乳児，1歳6か月児，3歳児健康診査を行っていますが，健康診査の中で早期発見・早期療育※につなげていくことが大切です。

本市では，就学前の子どもに対する療育※指導を総社はばたき園で行っていますが，地域の保育所や幼稚園への障がいのある子どもの受け入れを促進する体制の充実が必要です。また，障がいのある子どもとその家族の精神的な支えとなる親の会の拡充が望まれます。



### 今後の取り組み

#### 1 関係機関とのネットワークの充実

乳幼児健康診査後の要支援児への療育※相談，訪問指導の充実を図ります。また，障がいのある子どもが適切な保健・医療・福祉等のサービスが受けられるよう，児童相談所，保健所，関係医療機関及び施設等とのネットワークの整備を図ります。さらに，障がいのある子どもとその家族のニーズや問題点を的確に把握し，早期療育※に結びつくような様々な情報を提供するとともに，新たに実施される障害児相談支援（計画作成）において，個々の子どもに合わせた支援の充実を図ります。

#### 2 医療体制の確保

病院や診療所との協力を得ながら連携を図り，障がいのある子どもが療育※を受けることのできる場の充実に努めます。また，障がいのある子どもとその家族同士が交流し相互に支え合うことで，障がいのある子どもを育てる親の育児不安や負担感の軽減を図ることのできる親の会の育成，支援を行います。

#### 3 障がい児保育，教育体制の推進

自閉症※，アスペルガー症候群※，その他広汎性発達障がい※，学習障がい※（LD），注意欠陥多動性障がい※（ADHD）等，発達障がい※と診断される幼児は増加傾向にあります。発達の遅れ，偏りなどの状況に応じたよりよい療育につなげるためには，どのような場での支援が最善であるかを保護者と共に考えるとともに，保育，教育にあたっては，必要に応じて専門機関との連携を図るなど，一人ひとりの発達段階に応じたきめ細やかな対応に努めます。また，保育所や幼稚園においては，園内研修の実施や実践指導研修会への積極的参加により，指導力向上に努めるとともに，障がいのある子どもを受け入れるための職員の加配にも努めます。

### 3 精神保健福祉施策の推進



#### 現状と課題

めまぐるしく変化する現代社会において、心を病む人たちの数は増加しています。

精神保健福祉施策については、医療機関におけるデイケア、地域活動支援センター等の日中活動の場がありますが、孤立した生活となりやすい精神障がい者<sup>\*</sup>の社会参加の保障は十分とはいえない状況です。

精神障がいに対する偏見等を解消し、真の理解を深めるために、啓発事業を積極的に実施する必要があります。

また、ストレス社会とも言われる現代社会では、精神障がいは誰にでも起こりうる病気です。予防的な意味からも、多くの市民に「心の健康」について、学習の機会を提供することが重要です。



#### 今後の取り組み

##### 1 保健・医療・福祉の連携

入院、退院、社会復帰訓練や地域生活について、保健所、医療機関等と連携し、地域移行や保健・医療・福祉施策の体系的な展開を図ります。

##### 2 福祉施策・社会復帰対策の推進

地域で社会適応能力の訓練のできる場の確保のため、地域活動支援センターの充実に努めます。また、障がい者やその家族が、地域生活を安心して営むことができるよう、居宅介護をはじめとする訪問系サービスの充実に努めます。さらに、地域活動支援センターなどへの参加を促し、仲間づくりや対人関係の改善の場として提供し、その充実に努めます。

##### 3 家族の精神的負担及び介護の負担軽減

障がい者の理解と支援を図る自助グループとして、また、障がい者の家族の精神的負担を軽減するために、家族会組織の育成と強化に努めます。

障がい者と家族を支えるボランティアの育成を図っていくと同時に、講座だけではなく、その後も自主的、継続的に取り組んでいくことを念頭に計画、実施していきます。

##### 4 普及啓発活動の推進

精神障がい者<sup>\*</sup>に対する偏見等を解消し、真の理解を深めるために、身近な地域において障がい者理解につながるイベントを行うなど、普及啓発活動を積極的に推進します。

## 4 難病施策の推進

### 現状と課題

筋疾患，神経系疾患，消化器系疾患等（56疾患）に対する特定疾患治療研究事業による医療費の給付と，56疾患を含む130疾患及び関節リウマチの患者に対する難病患者<sup>※</sup>等居宅生活支援事業等を通じて，医療サービスの向上，医療費の自己負担の解消等が行われています。

また，在宅支援事業として訪問系サービス，短期入所，日常生活用具給付等事業の体制も整備されています。

難病患者<sup>※</sup>は長期にわたり病気と闘いながら生活していますが，治療法が確立されていないために不安な生活を送っています。そうした中で，患者同士，介護者同士がふれあう場として患者家族交流会が開かれています。

これらの取り組みにより一定の成果は得られていますが，患者の症状もさまざまで，問題も多様化しているため，個に応じた支援体制づくりが今後の課題となっています。

### 今後の取り組み

#### 1 難病施策の推進

保健・医療・福祉関係者の連携のもとに在宅療養が継続しやすい環境づくりに努めます。また，ホームヘルパーの派遣，短期入所，日常生活用具給付等事業の利用の促進を図り，在宅療養を支援します。さらに，講演会，交流会，相談会等の周知を図り，患者及び家族の参加を促進し，不安等の軽減に努めます。



## 7. スポーツ・レクリエーション，文化活動

障がい者がスポーツ・レクリエーション及び文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要であり、障がい者の健康増進やリハビリテーション\*にも役立ちます。また、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要と言えます。

障がい者に対して行った実態調査の結果によれば、文化活動やスポーツ活動を「していない」という回答が多く、今後やってみたいことが「ない」という人の割合も高いことから、まだ多くの障がい者が余暇活動に目を向ける余裕がないことが推測されます。

また、障がい者団体へのヒアリングでは、「障がい者の社会参加を目指し、地域に働きかけていきたい」「一般的なスポーツ教室や文化活動，料理教室などは迷惑をかけるのではないかと遠慮して参加することができないので、障がい者を対象とした社会参加事業を行ってほしい」等の意見が寄せられました。

本市においては、「岡山県障害者スポーツ大会」の参加や「総社市高齢者・身体障がい者スポーツ大会」を開催していますが、今後も、障がいの種別，程度にかかわらず、だれもが気軽にスポーツ・レクリエーション，文化活動に参加できるような機会の拡大を図り障がい者が参加しやすい環境を整えるとともに、障がい者に対して各種活動に関する啓発・広報活動を行っていく必要があります。

### 1 文化活動の促進



#### 現状と課題

文化活動は、障がい者の社会参加を促進するための有効な方策であり、また、交流の機会を広め、市民の障がい者に対する理解を深めるため最も効果的な手段と考えます。

そのため、障がい者が参加しやすい環境づくりをすすめることにより、障がい者の文化活動の促進を図ることが必要です。



#### 今後の取り組み

##### 1 文化活動の推進

障がい者も文化活動や文化サークルに気軽に参加できるよう、実施方法の検討や情報の提供を行います。また、公共的団体が主催する講演会等には、手話通訳，要約筆記の実施に努め、聴覚障がい者の参加を促すとともに、これらの配慮について周知を図ります。

## 2 スポーツ・レクリエーション活動の推進



### 現状と課題

スポーツ・レクリエーション活動は、健康の保持、増進を図るとともに、日々の生活に潤いを与え、積極的な社会参加を促すなど、自立を促進する上で大きな役割を果たします。「岡山県障害者スポーツ大会」や「総社市高齢者・身体障がい者スポーツ大会」等への積極的な参加を促すとともに、障がい者が参加しやすい環境の改善や整備を図ることが必要です。



### 今後の取り組み

#### 1 スポーツ・レクリエーション活動の推進

障がい者の特性やニーズに応じたスポーツ競技等の導入推進に努め、障がい者のスポーツ・レクリエーションの普及を図ります。また、通所している当事者とともに内容の充実を図りつつ、障がい者が気軽に参加し、利用しやすいような施設整備に努めます。スポーツ体験講座や障がい者のサロン活動等についての情報提供を行います。

## 3 地域交流の促進



### 現状と課題

障がい者が地域の一員として豊かな社会生活を送るためには、障がい者の社会参加を進めると同時に、地域住民と支え合っていくシステムを整備していくことが重要です。しかし、障がい者の多くが地域活動に参加しにくい状況がみられることから、障がい者が積極的に参加できるよう地域や各種団体への支援を行うことが求められています。



### 今後の取り組み

#### 1 地域住民・障がい者相互の意識の改革

障がい者の社会参加を進めるため、地域住民の理解と協力を求めるよう啓発を行います。また、障がい者や障がい者団体との意見交換を行い、問題点の把握に努めるとともに、障がい者の社会参加意識を高めるよう努めます。

#### 2 障がい者団体等の育成・支援

現在、当事者団体や家族会では、会員の減少や高齢化のため、会の存続が難しい団体が増えています。しかし、同じ問題や悩みを抱える者同士の組織化は、孤立を防ぎ主体性を育むことから、参加を希望されている方へ情報の周知を行うとともに、障がい者及び家族会の組織の充実を図り、その活動を支援していきます。

